

鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障がい者同士の交流や障がい者と地域住民が交流するための居場所づくりに資する取組を行うための経費を助成することにより、障がい者の地域での孤立化の防止や地域住民の障がい者に対する理解促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、補助対象経費から補助事業に伴う参加料収入の額を控除した額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額のいずれか低い額以下とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

なお、交付申請以前に行われていた支出であっても、知事が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費総額の3割を超える増減を伴う変更
- (2) 補助金額の増額を伴う変更
- (3) その他事業の内容に大幅な変更が認められる場合

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(財産の管理)

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産台帳を作成し、事業完了後5年間保管するとともに、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図らなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月10日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 平成29年度における交付申請は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
障がい者同士や障がい者と地域住民が交流するための居場所(交流サロン)づくりに資する事業	県内に事業所又は活動拠点を有する団体	1/2	50万円	補助事業を実施するために必要な人件費(報酬、給与、共済費)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、並びに備品購入費

様式第1号（第4条、7条関係）

年度鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業計画（報告）書

事業の目的・効果	
実施場所	
実施体制	
事業の概要	※事業の実施日時、対象者・対象区域、具体的な活動内容などを記載すること。
参加料等の有無	有（ 円）・無

他の補助金の活用の有無	有・無	補助金名	
事業内容			当該補助金に係る問合せ先

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、7条関係）

年度鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

区 分	本年度予算額 (本年度予算額) A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 額 (A - B)	備 考
本補助金				
民間助成金				
市町村補助金				
参加料				
自己資金				
合 計				

2 支 出

区 分	本年度予算額 (本年度予算額) A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 額 (A - B)	備 考
補助対象経費				
	小 計			
補助対象外経費				
	小 計			
合 計				

様

職 氏名 印

年度鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成年度鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金交付要綱（平成29年7月10日付第201700087459号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所：
団体名称及び：
代表者氏名

印

年度鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知がありました鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金について、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条の規定による補助金の確定額 （ 年 月 日付第 号による確定通知額）	金	円
2 実績報告時に減額した仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
4 3の額を仕入控除税額として算出した補助金実績相当額	金	円
5 補助金返還相当額（1－4）	金	円

（注）参考となる資料を添付すること。